
2 5 1 4 . 搬出確認登録 (AWB・HAWB単位)

業務コード	業務名
E X A	搬出確認登録 (AWB・HAWB単位) 呼出し
E X A 0 1	搬出確認登録 (AWB・HAWB単位)

1. 業務概要

入力されたAWB番号単位に輸出貨物情報を呼び出し、保税蔵置場または他所蔵置場所から搬出した旨の登録を行う。

(1) 「搬出確認登録呼出し (AWB・HAWB単位) (EXA)」業務の場合

搬出する輸出貨物情報がシステムに登録されている場合に、AWB番号及び搬入先蔵置場等を入力することにより輸出貨物情報を呼び出す。

また、MAWB番号が入力された場合は、当該MAWBに仕立てられたHAWB番号を入力することにより輸出貨物情報を呼び出す。

(2) 「搬出確認登録 (AWB・HAWB単位) (EXA01)」業務の場合

貨物を保税蔵置場または他所蔵置場所から搬出した旨を登録する。

なお、他所蔵置場所からの搬出の場合は、本業務により他所蔵置許可を受けた利用者が行う。

入力者及び搬出先 (LDR情報を出力する旨が登録されている航空会社) に対して、LDR情報を出力する。

(3) 仮陸揚貨物を同一空港内の他航空会社へ搬出する場合は、本業務により行う。

2. 入力者

航空会社、航空貨物代理店^{*1}、通関業^{*1*2}、機用品業^{*1}、混載業^{*1}、保税蔵置場

(* 1) 他所蔵置場所からの搬出の場合

(* 2) 自社施設、システム不参加展示場または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域からの搬出の場合

3. 制限事項

① 1業務で入力可能なAWB件数は最大20件とする。

② 同一LDRに登録可能な貨物はMAWB番号を含まず最大20件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

① システムに登録されている利用者であること。

② 他所蔵置場所からの搬出の場合は、他所蔵置許可申請の申請者であること。

③ システム不参加展示場からの搬出の場合は、展示等積戻し申告の申告者であること。

④ 自社施設からの搬出の場合は、特定輸出申告の申告者であること。

⑤ 特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域からの搬出の場合は、特定委託輸出申告の申告者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出貨物情報DBチェック

処理識別がスペースの場合は、以下のチェックを行う。

(A) 入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。

(B) 他所蔵置場所からの搬出の場合は、他所蔵置許可申請が許可となっていること。

(C) 他所蔵置場所、システム不参加展示場、自社施設または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域からの搬出以外の場合は、入力者が管理する保税蔵置場に蔵置されていること。

(D) 事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

- (E) 貨物差止め登録がされていないこと。
- (F) 輸出許可訂正中の貨物でないこと。
- (G) 輸出取止め再輸入申告事・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。
- (H) 搬入情報訂正保留中でないこと。
- (I) 貨物取扱中でないこと。
- (J) 手作業移行済の貨物でないこと。
- (K) 総個数、総重量、仕向地及び品名が登録されていること。
- (L) 入力された搬出区分により、以下のチェックを行う。
- ①輸出貨物または積戻し貨物の場合で、スペース（通常搬出）、「J」（自社運送）、「2」（トランスファー（他航空会社への移動））のときは、輸出許可または積戻し許可となっていること。
 - ②スペース（通常搬出）、「J」（自社運送）の場合は、入力された積込港で積込むこととなった搬出個数が輸出許可された個数以内であること。
 - ③「D」（内貨引取）の場合は、以下であること。
 - ・輸出申告業務が行われていないこと。
 - ・「許可・承認等情報登録（輸出通関（P A E）」業務により、輸出取止め再輸入許可または特定輸出許可取消の旨が登録されていること。
 - ・「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消審査終了（C E C）」業務により、輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消の旨が登録されていること。
 - ④「A」（未通関貨物搬出（輸出申告可能航空会社蔵置場向け））の場合は、輸出申告業務が行われていないこと。
 - ⑤「T」（保税運送（仮陸揚貨物））、「R」（保税運送（積み戻し貨物））の場合は、保税運送承認がされていること。
 - ⑥輸出からの積戻しを行った貨物の場合は、システムによる保税運送承認でないこと。
 - ⑦「R」（保税運送（積み戻し貨物））の場合は、積み戻し貨物であること。
 - ⑧「T」（保税運送（仮陸揚貨物））の場合は、仮陸揚貨物であること。
 - ⑨「F」（不積返送）の場合は、不積返送承認がされていること。
 - ⑩「H」（携帯貨物）の場合は、携帯貨物として輸出許可がされていること。
 - ⑪「M」（滅却）、「B」（亡失）、「O」（その他）の場合、滅却承認、亡失届受理、その他の搬出承認がされていること。
 - ⑫「D」（内貨引取）、「H」（携帯貨物）、「M」（滅却）、「B」（亡失）、「O」（その他）の場合は、混載仕立てが行われていないこと。
- (M) 混載貨物を航空会社へ搬出する場合は、混載仕立てが行われていること。
ただし、以下の条件のいずれかの場合は除く。
- ①HAWB単位の仮陸揚貨物保税運送
 - ②システムにおいて未仕立て貨物搬入可能の旨が登録されている航空会社保税蔵置場向けの搬出
- (N) 輸入からの積戻しを行った貨物もしくは混載仮陸揚貨物の場合は、
「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）（E X R O 1）」業務が行われていること。
- (O) 未ラベル貨物の内貨引取り貨物の場合は、搬出先がシステム外であること。
- (P) 全量ULD積付けされていないこと。
- (Q) ULD積付けが行われている場合は、ULD積付けを行っていない貨物（バラ貨物分）の搬出であること。
- (R) システムに蔵置情報を出力する旨が登録されており、かつAWBの場合は、航空貨物代理店が登録されていること。
航空貨物代理店が登録されていない場合は、請求先が入力されていること。

- (S) HAWBの場合は、混載業が登録されていること。
- (T) 搬出先が航空会社の場合は、輸出貨物情報に登録されている航空会社と同じであること。ただし、強制表示に「F」が入力された場合は除く。
- (U) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (V) 仮陸揚貨物の場合は、保税運送申告中でないこと。
- (W) 仮陸揚貨物で、保税運送承認がされている場合は、搬出区分は「T」であること。
- (X) 仮陸揚貨物で、搬出先保税蔵置場が他空港である場合は、搬出区分は「T」であること。

5. 処理内容

(1) EXA業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

①総個数、総重量、仕向地及び積込港について輸出貨物情報DBに登録されたAWB情報等と輸出貨物情報が同一でない場合、またはAWB情報等が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) EXA01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) LDR番号の払出し処理

LDR番号をシステムで払い出す。

(C) LDR情報DB処理

①LDR情報を新規作成する。

②搬出した旨をLDR情報DBに登録する。

(D) 輸出貨物情報DB処理

処理識別がスペースの場合は、輸出貨物情報DBに搬出した旨を登録する。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

(1) EXA業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬出確認登録（AWB・HAWB単位）呼出し結果情報	なし	入力者

(2) EXA01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬出確認登録（AWB・HAWB単位）結果情報	なし	入力者
蔵置情報	システムに蔵置情報を出力する旨が登録されている場合	入力者
LDR情報	なし	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）入力された搬出先が航空会社である （２）LDRを出力する旨がシステムに登録されている	航空会社
他所蔵置搬出確認情報（輸出）	入力された搬出元が他所蔵置場所である場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

- （１）システムにおいて通関した貨物に対して、システム外への搬出確認が行われた場合に、統計計上に関する処理が行われる。したがって、本業務にてシステム外への搬出を行った場合は、翌日以降に搬出取消しを行うことができないので留意すること。
- （２）「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務により、特定輸出許可取消の旨が登録された貨物に対する搬出については、搬出区分「D」（内貨引取）を指定して行う。